

多可町委託業務における最低制限価格制度試行要領

平成 25 年 10 月 10 日告示第 49 号

(目的)

第 1 条 この要領は、町が発注する業務の委託契約において、当該業務の適正な履行の確保を目的として、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項（同令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、最低制限価格を設けるときの取扱いを試行するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第 2 条 最低制限価格を設ける対象業務は、町が競争入札に付する予定価格が 50 万円以上で、測量・建設コンサルタント業務に関する契約で、次の場合を除き原則として最低制限価格を適用する。

- (1) 指名競争入札の方法により実施されない契約
- (2) その他、町長が最低制限価格の適用が不適切と認めるとき。

(最低制限価格の設定)

第 3 条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に 100 分の 105 を乗じて得た額とする。

- (1) 測量業務の場合
 - ア 直接測量費の額に 100 分の 100 を乗じて得た額
 - イ 諸経費の額に 100 分の 30 を乗じて得た額
- (2) 建築関係の建設コンサルタント業務の場合
 - ア 直接人件費の額に 100 分の 100 を乗じて得た額
 - イ 技術経費の額に 100 分の 50 を乗じて得た額
 - ウ 諸経費の額に 100 分の 50 を乗じて得た額
- (3) 土木関係の建設コンサルタント業務の場合
 - ア 直接人件費の額に 100 分の 100 を乗じて得た額
 - イ 直接経費の額に 100 分の 100 を乗じて得た額
 - ウ その他原価の額に 100 分の 60 を乗じて得た額
 - エ 一般管理費の額に 100 分の 30 を乗じて得た額

2 前項の規定により算定が困難な場合は、最低制限価格を設定しないものとする。

3 最低制限価格は、予定価格を記載する書面の所定の欄にこれを記載するものとする。

(入札参加者への通知)

第 4 条 最低制限価格を設けるときは、指名競争入札に係る指名通知書において、その旨を明記するものとする。

(落札者の決定)

第4条 最低制限価格を下回る価格による申込みがあった場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(再入札)

第5条 最低制限価格を下回る価格による申込みを行った者は、それ以降の再度入札に参加できないものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に入札公告及び入札通知等を行った契約については、なお従前の例による。